

品教庶収第77-2号
令和5年6月29日

行政情報部分公開決定通知書

様

品川区教育委員会事務局
教育次長 米田 博



令和5年6月20日に請求のありました行政情報の公開について、品川区情報公開条例第12条第1項の規定により、次のとおり行政情報の一部を公開することに決定したので通知します。

行政情報の件名	鮫浜小学校、立会小学校、台場小学校、台場幼稚園の、羽田新飛行経路運用に伴い実施した防音工事の工事内容および工事時期について	
行政情報を公開する日時および場所	日時	決定日以降の区役所執務時間内
	場所	品川区教育委員会事務局庶務課庶務係
公開の方法	写しの交付	
公開しない部分ならびに公開しないこととする根拠規定および当該規定を適用する理由	建築士の氏名および登録番号 条例第7条第2号に該当 個人情報にあたるため	
期間の経過により、将来行政情報を公開できる場合は、その時期		
担当部課	品川区教育委員会事務局庶務課 電話 03-5742-6823（直通）	
備考	写し交付手数料 ￥200 内訳 A4 @10×2枚 A3 @20×9枚	

裏面の注意事項をお読みください。

特記仕様書

1. 工事名称
台場小学校航空機騒音対策工事

2. 工事場所
品川区東品川1-8-30

3. 建物構造
RC 3階建

4. 工期
令和2年3月27日まで

5. 工事項目
1. 空調設備工事
2. 建築工事

5. 本工事に含まれる工事
保護工事、養生、足場組立工事、施工図の作成

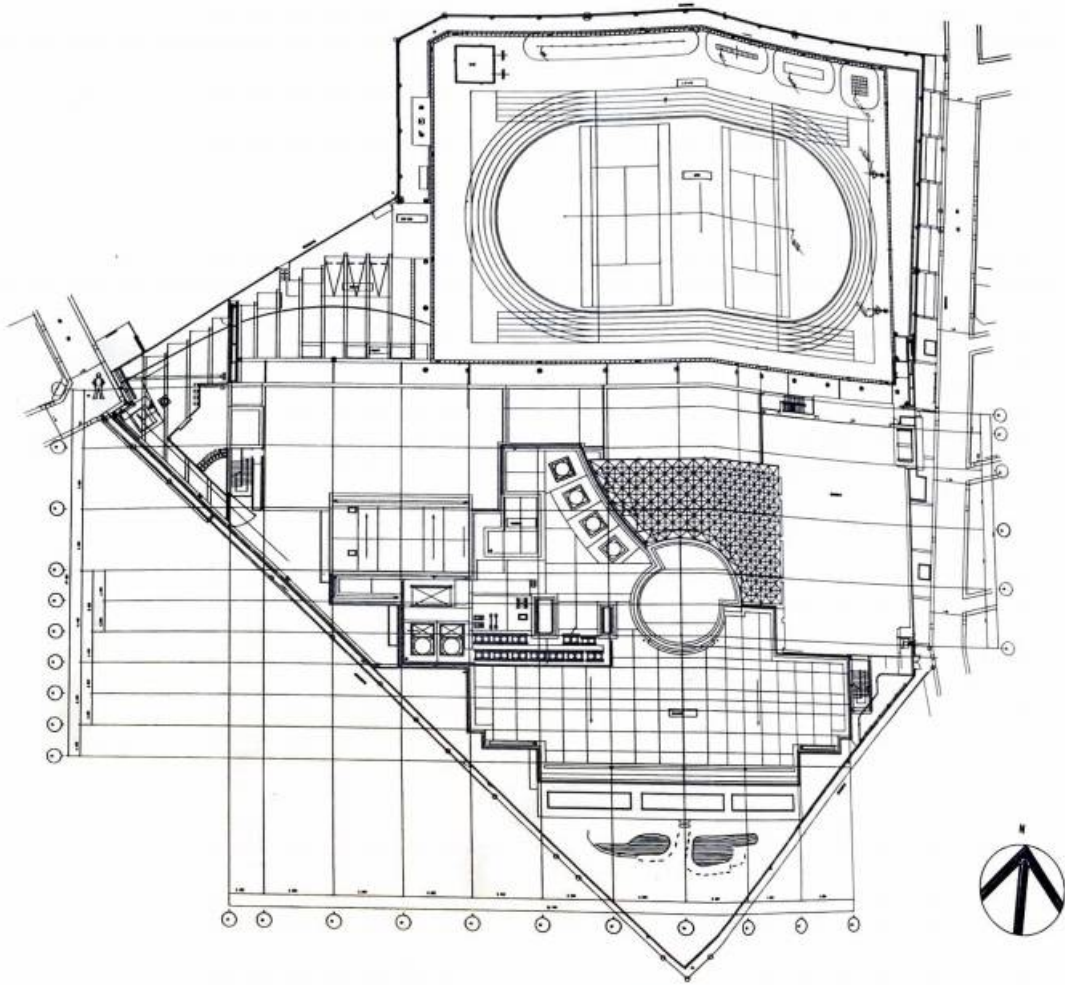
別途工事

一般注意事項

本工事の仕様は本図面、特記仕様書及び東京都建設局工事標準仕様書によるものとし、優先順位は本項記載順とする。
 [本工事請負者は本図面及び東京都建設局工事標準仕様書(最新版)を現場に常備する。] 仕様書中「東京都」とあるものは「品川区」と読みかえる。
 本工事で発生した建設廃棄物は、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」に準拠すること。
 工事写真は「平成29年度版 財務局工事写真撮影要領」により撮影し、監督員の内容確認後、現場のうえ検査前に提出する。「財務局」を「品川区」と読みかえる。
 工事施工にあたり、施工図を作成し提出書に承認を受けること。
 工事施工にあたり、他の施工者、学校管理者、担当と打合せ、連絡調整を行い各社協力スムーズな施工はもとより、事故など不都合が生じないように配慮すること。

1層 車庫室・保護室・すまいるスクール・幼稚園職員室の防音対策工事を行う。
 幼稚園職員室の既存ベントキャップφ100を撤去し、防音型ベントキャップの新設を行う。
 φ120、φ250の既存ベントキャップ設置箇所については、外壁から長さ2mまでの既存ダクトを撤去し、消音ダクトを設置する。
 工事にあたって使用するベントキャップ、および消音ダクトは計02号記の製品規格品以上の消音性能を持つ製品を調達すること。

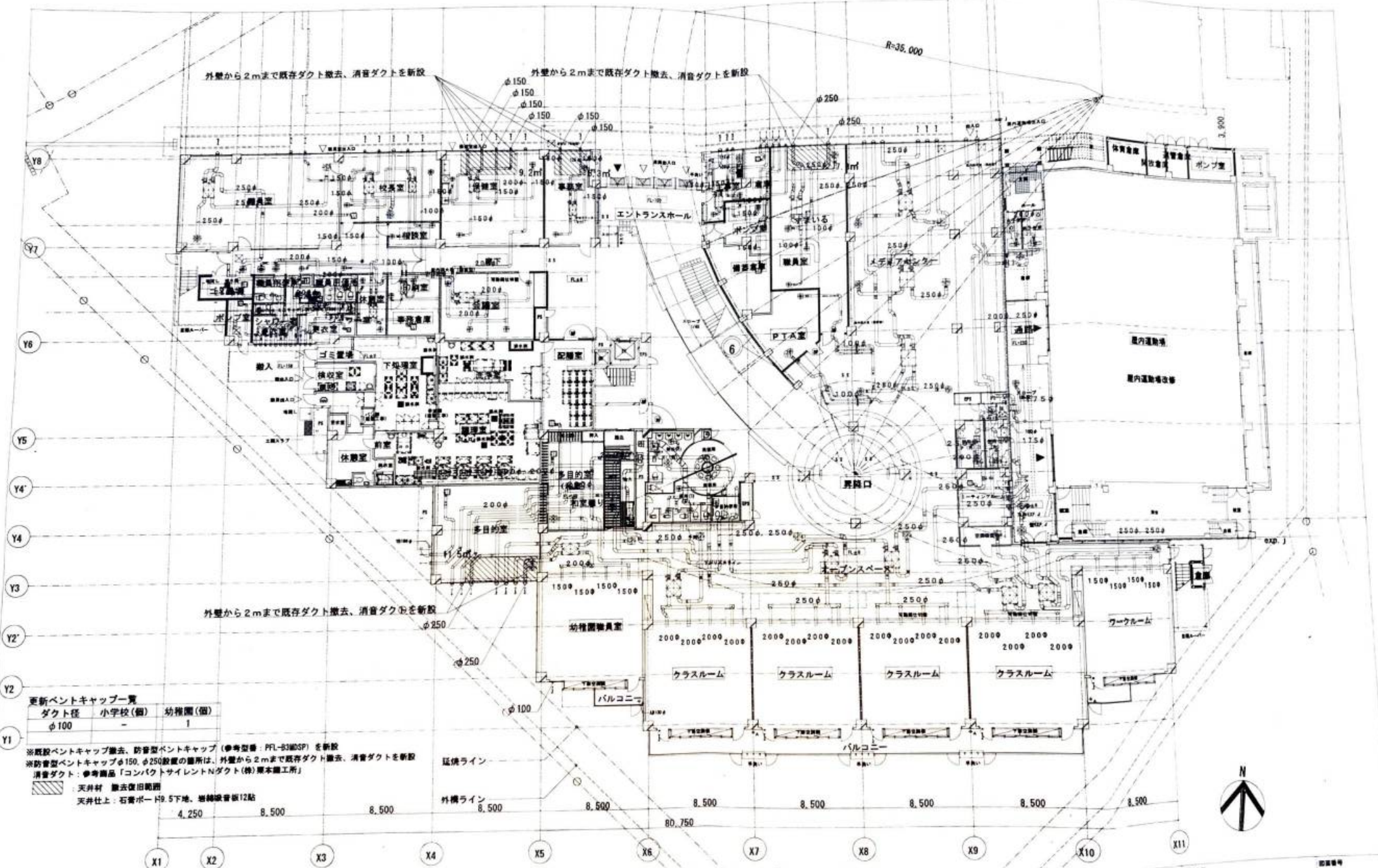
他 概算に当たっては、現場を確認し図面内容を理解して、独自の見積を行うこと。(内訳書は参考とする。)



配置図 1/500

凡例	内容
	工事関係者連絡 (状況により使用済みの状況に留意) 内線連絡養生: 塩ビエンボスシート仕様
	今回工事対象範囲 内線養生: 塩ビシート (4x34m)
	ホスリ長尺伸縮足場 (W=600)、養生シート、落下防止ネット等
	資材置場・作業用・駐車用スペース (状況により使用済みの状況に留意)
	仮囲い: カラーコーン(ロー)
	交通整理員
	搬入用経路 (状況により使用済みの状況に留意) 新設足場等は別図による

- ※ 工事現場の出入口は、原則として西側正門とする。
- ※ 資材搬入時は必ず交通整理員 (1人) を配置し、通行人・車等に支障をきたさないように調整すること。
- ※ 既存電線、ケーブル等は事前に確認して電線防護管で保護すること。
- ※ 必要であれば警察官の許可を完了しておくこと。
- ※ 工事関係者連絡用は、状況により使用済みの状況に留意すること。



更新ベントキャップ一覧

ダクト径	小学校(個)	幼稚園(個)
φ100	-	1

※既設ベントキャップ撤去、防音型ベントキャップ(※等型番 PFL-S1MSP)を新設
 ※防音型ベントキャップφ150、φ250設置の箇所は、外壁から2mまで既存ダクト撤去、消音ダクトを新設
 消音ダクト: ※等型番「コンパクトサイレントNダクト(特)標準施工所」
 天井材 撤去復旧
 天井仕上: 石膏ボード9.5下地、岩綿吸音板12貼

仕 様 書

1. 件 名 鮫浜小学校仮設校舎航空機騒音対策業務委託
2. 履行場所及び個数 品川区東大井2-10-14 鮫浜小学校仮設校舎
消音型ベントキャップ
100φ(FDなし)3個(PFL100B3M同等品)
150φ(FDなし)1個(PFL150B3M同等品)
150φ(FD付き)5個(PFL150B3MDSP同等品)
200φ(FD付き)4個(PFL200B3MDSP同等品)
3. 委託期間 契約締結日～令和2年3月27日
4. 委託目的 対象部屋の防音区画形成を目的とする。
5. 実施箇所及び
実施方法 (1) 参考図面のとおり指定の消音型ベントキャップに更新を行う
(2) 既存ベントキャップの撤去を行う
(3) 仮設足場を見込むこと
(4) 必要な養生および清掃を行うこと
(5) 報告書関係はA4ファイルに綴じ、表紙および背表紙には件名、受託者名および年度を表記すること。
6. 実施要領 (1) 作業日程を事前に学校と協議のうえ決定し、日程表を区担当者へ提出すること。
(2) 清掃に必要な器具等は、受託者負担とする。
(3) 作業実施により既存施設等に損傷を与えた場合は、受託者の責任で現状回復を行うこと。
(4) 作業中時に器具ごとの記録写真を撮影し、所管課担当者に提出すること。(作業を行った器具の設置場所および該当器具を特定するための情報の提出)
(5) 作業完了確認書を作成し、それに当該校の認印を受け区担当者へ提出すること。
(6) 器具の故障があった場合は速やかに報告すること。
(7) その他、委託者が受託者に本件に関する資料の提出を求めた場合、速やかに対応すること。
(8) 本仕様書に定めない事項や、疑義を生じた場合は、区担当者との協議すること。
7. 支払方法 設置完了後、作業完了確認書、写真による履行確認、検査終了後、適法な請求書に基づき30日以内に支払うこととする。

8. その他

区は、区独自の仕組みである「しながわエコリンク」(環境マネジメントシステム)に基づき、全庁を挙げて環境への取組を推進していることから、契約の履行にあたっては次に掲げる事項について配慮すること。

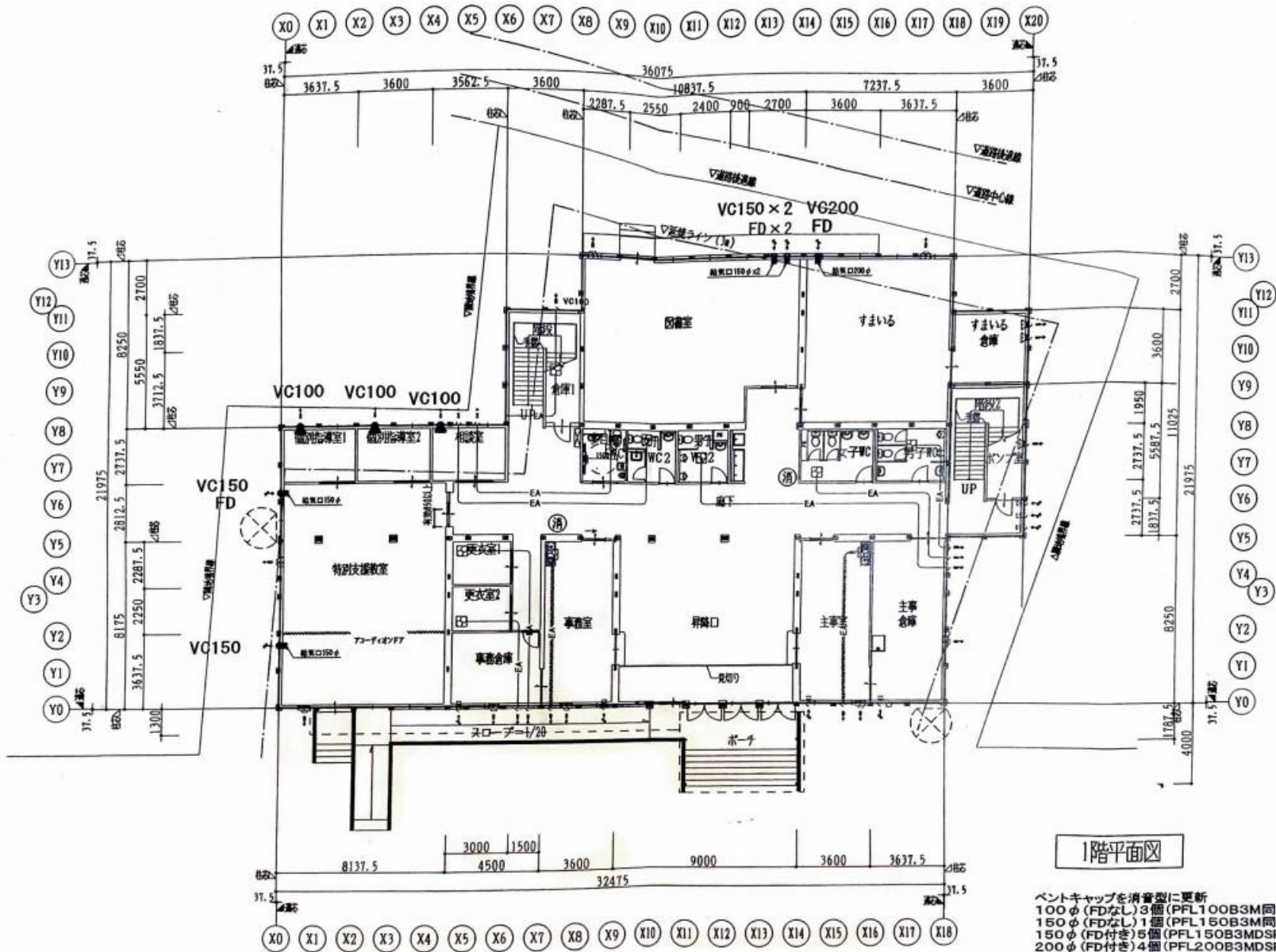
- ①業務の効率的な実施を心がけ、省エネルギー・省資源に努めること。
- ②業務に関する環境法令を遵守し、環境や人に影響を及ぼす事故を防止すること。

9. 担 当

庶務課学校施設整備担当



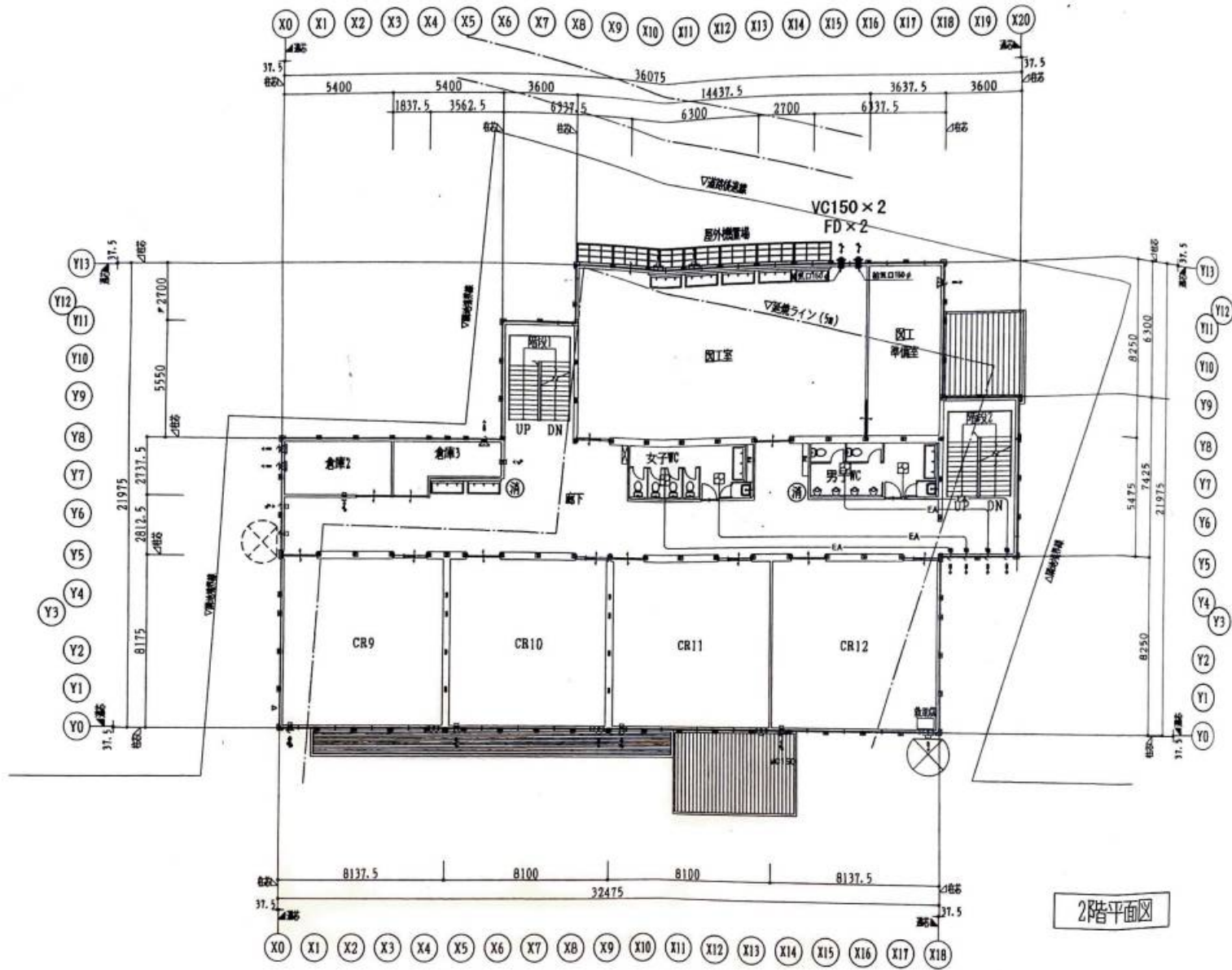
電話：5742-6826 FAX：5742-6890



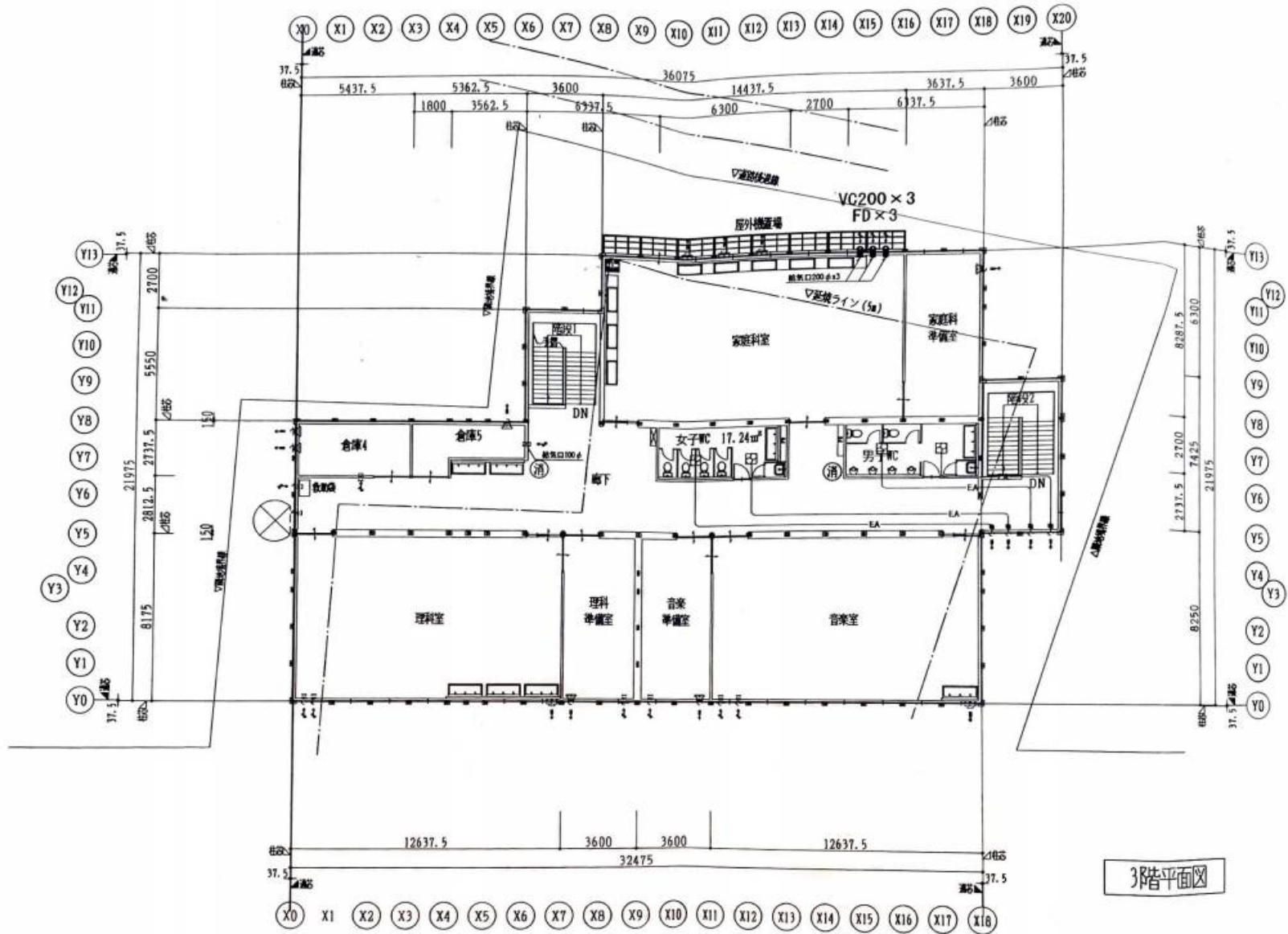
1階平面図

ベントキャップを消音型に更新
 100φ (FDなし) 3個 (PFL100B3M同等品)
 150φ (FDなし) 1個 (PFL150B3M同等品)
 150φ (FD付き) 5個 (PFL150B3MDSP同等品)
 200φ (FD付き) 4個 (PFL200B3MDSP同等品)

			工事名称 岐浜小学校仮設校舎航空機騒音対策委託 図面名称 1階平面図	縮尺 R A3:1/200
--	--	--	---------------------------------------	---------------



			工事名称 既設小学校仮設校舎建設設計業務委託	
			図面名称 2階平面図	縮尺 A3:1/200



			工事名称 岐阜小学校校舎改修計画(空調設備)実施業務委託 図面名称 3階平面図	尺 A3:1/200
--	--	--	--	------------

特記仕様書

1. 工事名称 立会小学校 航空機騒音対策工事
2. 工事場所 品川区 東大井4-15-9
3. 建物構造 RC造 3階建
4. 工期 令和2年3月27日
5. 工事種目 1. 換気設備工事

6. 本工事に含まれる工事 既設撤去処分、孔明補修 ▲
施工図の作成

7. 別途工事 パネル窓補修（建築工事）

8. 一般注意事項 本工事の仕様は本図面、特記仕様書 及び東京都機械設備工事標準仕様書によるものとし、優先順位は本項記載順とする。
【本工事請負者は本図面及び東京都機械設備工事標準仕様書（最新版）を現場に常備すること。】
※仕様書中「東京都」とあるものは「品川区」と読みかえる。
本工事で発生した建設廃棄物は、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」に準拠すること。

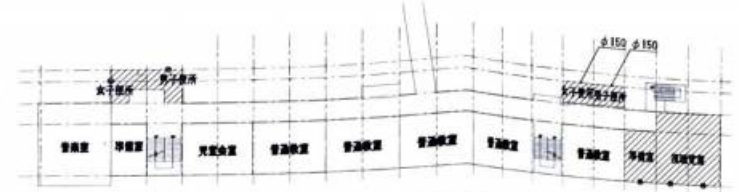
9. 工事概要
- ・航空機騒音対策工事に伴う有圧扇、ペントキャップの撤去新設を行う。
 - ・新設する機器は、有圧扇はウェザークカバー付きとし、ペントキャップは防音仕様とする。

10. 凡 例

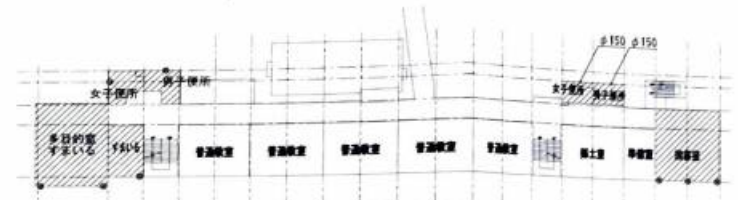
記 号	名 称	材 料	備 品
☉	有圧扇（フード共）	本体・シャッター：鋼製 羽根・パネル：樹脂製 フード：ステンレス製	窓枠据付専用 参考型番：EX-30SC3-S4 P-30CVS4 P-30KS3
☂	ペントキャップ	ステンレス製、防音型	参考型番：PFL-B3MDSP

※冷暖管等貫通しているパネル窓に設置する有圧扇のサイズについては、現場確認の上、設置可能なサイズに調整すること。

※工事施工にあたり、施工図を作成し担当者に承認を受けること。
※工事施工にあたり、他の施工者、学校管理者、担当と打合せ、連絡調整を行い各社協力しスムーズな施工はもとより、事故など不都合が生じないように配慮すること。



3階平面図 1/500



2階平面図 1/500

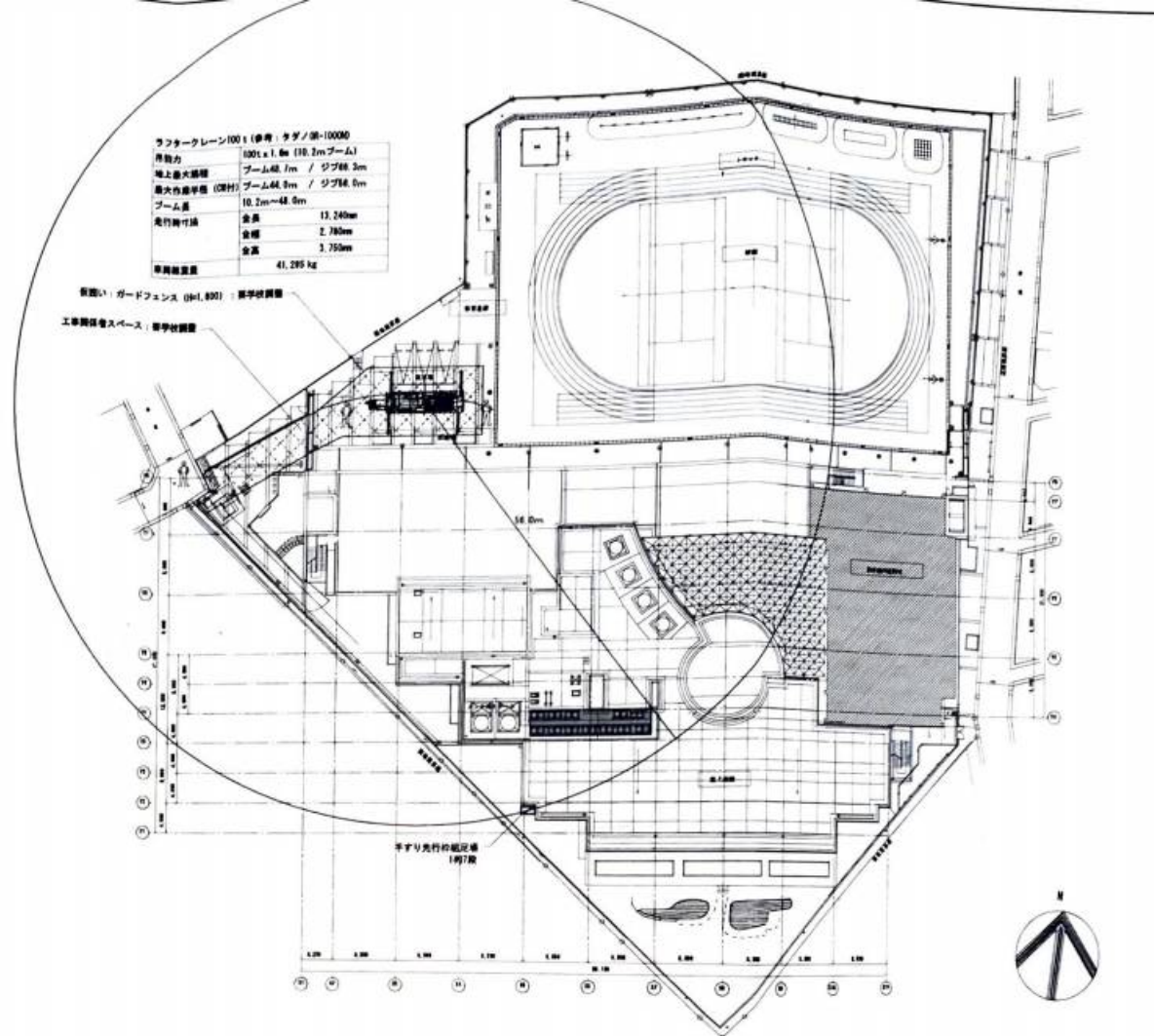


配置図・1階平面図 1/500

■：工事対象教室

特記仕様書

1. 工事名称	台場小学校空調設備改修工事
2. 工事場所	品川区 東品川1-1-8-30
3. 建物構造	RC 3階建
4. 工期	令和3年8月17日まで（屋内作業は令和3年8月3日まで）
5. 工事項目	1. 空調設備工事 2. 配管工事 3. 電気設備工事
6. 本工事に含まれる工事	配管工事、養生、足場組立工事 ・本工事施工に際し現場を充分事前調査し、施工計画書を監督員に提出し、承認を得て施工すること。
7. 別途工事	
8. 一般注意事項	本工事の仕様は本図面、特記仕様書及び東京都市建設工事標準仕様書によるものとし、優先順位は本項記載順とする。 【本工事設備者は本図面及び東京都市建設工事標準仕様書（最新版）を厳格に遵守する事、】 仕様書中「東京部」とあるものは「品川区」と読みかえる。 本工事で発生した建設廃棄物は、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」に準拠すること。 工事実施は「平成29年度版 建設工事実施標準仕様」により設計し、監督員の内容確認、監理のうえ検査申請に提出する。「耐震部」を「品川区」と読みかえる。 工事施工にあたり、施工図を作成し担当者に承認を受けること。 工事施工にあたり、他の施工者、学校管理側、関係と打合せ、連絡調整を行い各仕協力しスムーズな施工はもとより、事故など不都合が生じないように配慮すること。 配管は電子データ（pdf、jms、skp）で提出すること。
9. 工事概要	・1階～3階の既設RHP（室外機） 配管配線については、既設の配管配線を利用するものとする。 ・防音対策工事を行う 既設ベントキャップφ100を撤去し、防音製ベントキャップの新設を行う φ100以上の既設ベントキャップ設置箇所は、外壁から長さ2mまでの既設ダクトを撤去し、消音ダクトの設置を行う RHP（小型のダクト）については、戸内にて、既設ダクトを撤去し、消音ダクトの設置を行う
10. その他	既設に当たっては、現場を確認し図面内容を照会して、独自の見解を行うこと。（内容等は参考とする。）



ランナー・クレーン100t (参考: カダノ#10000)	
吊钩力	100t x 1.6m (10.2mブーム)
吊上最大距離	ブーム48.0m / シブ88.0m
最大吊上距離 (吊材)	ブーム48.0m / シブ88.0m
ブーム長さ	10.2m+48.0m
走行軌幅	全長 13.240m
	全幅 2.780m
	全高 2.750m
標準積重量	41,295 kg

既設①: ガードフェンス (H=1,800) : 築学校側
工事関係者スペース、築学校側

平すり先行付既定機 (1階7階)

配管図 1/500

凡 例	内 容
■	今回工事対象箇所
□	工事関係者スペース
○	状況により使用前の状況に復帰
□	工事関係者通路 (屋内発生) (≒300㎡)
—	既設①: ガードフェンス (H=1,800) (≒80m)
人	交通管理員

- ※ 工事関係者の出入口は、原則として西側正門とする。
- ※ 資材搬入時は必ず交通管理員（1人）を配置し、通行人・車両に支障をきたさないように実施すること。
- ※ 両側電線、ケーブル等は必要に応じて遮蔽防護管で巻くこと。
- ※ 必要であれば監督官の許可を完了しておくこと。
- ※ 工事関係者通路は、状況により使用前の状況に復帰すること。
- ※ 室外機設置時は、クレーンの吊脚に交通管理員を配置し、周囲の安全に配慮すること。

ラフタークレーン120t (参考: タダノATF-120N-5 1)

吊能力	120t x 2 5m (11.4mブーム)
地上最大揚程	ブーム60.0m / ジブ77.4m
最大作業半径 (ジブ付)	ブーム56.0m / ジブ63.4m
ブーム長	11.4m~60.0m
走行寸法	全長 13.760m
	全幅 3.000m
	全高 3.980m
車両総重量	47.330 kg

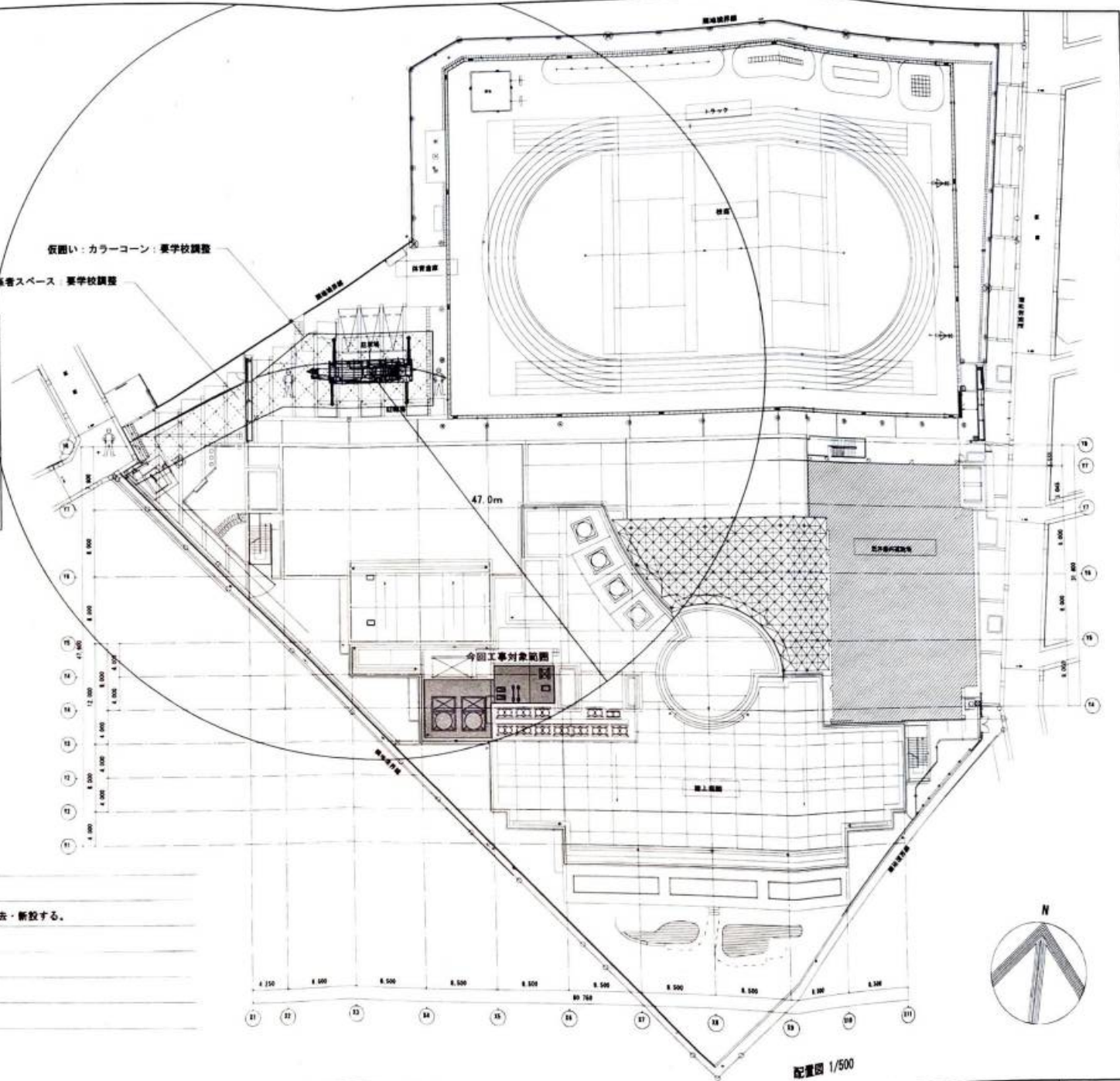
凡例	内容
	今回工事対象範囲
	工事関係者スペース ※状況により使用前の状況に復旧
	工事関係者経路 (建物内発生) (≒300㎡)
	仮囲い カラーコーン (≒80m)
	交通整理員

- ※ 工事車両の出入口は、原則として西側正門とする。
- ※ 資材搬入時は必ず交通整理員 (1人) を配置し、
通行人・車等に支障を来さないように誘導すること。
- ※ 既存電線、ケーブル等は必要に応じて電線防護管で養生すること。
- ※ 必要であれば隣官庁の許可を完了しておくこと。
- ※ 工事関係者経路は、状況により使用前の状況に復旧すること。
- ※ 室外機設置時は、クレーンの扇形に交通整理員を配置し、
周囲の安全に配慮すること。

工事概要

- ・屋上の冷温水発生器、冷温水ヘッダーを撤去・新設する。
配管配線については、既設の配管配線を利用するものとする。
- ・各階の機械室内のエアハンドリングユニット、クラスルーム設置のファンコイルユニットを撤去・新設する。
配管配線については、既設の配管配線を利用するものとする。
- ・各階のオープンスペース設置のエアリングファン、全熱交換機を撤去・新設する。

仮囲い: カラーコーン: 要学校調整
工事関係者スペース: 要学校調整



配置図 1/500

行政情報公開決定通知書

様

品川区教育委員会事務局
教育次長 米田 博



令和5年6月20日に請求のありました行政情報の公開について、品川区情報公開条例第12条第1項の規定により、次のとおり行政情報の全部を公開することに決定したので通知します。

行政情報の件名	鮫浜小学校、立会小学校、台場小学校、台場幼稚園の羽田新飛行経路運用に伴い実施した防音工事の助成金額について	
行政情報を公開する日時および場所	日時	決定日以降の区役所執務時間内
	場所	品川区教育委員会事務局庶務課庶務係
公開の方法	写しの交付（閲覧含む）	
担当部課	品川区教育委員会事務局庶務課 電話03-5742-6823（直通）	
備考	写し交付手数料 ￥50 内訳 A4 @10×5枚	

国官参戦第 182 号
令和 3 年 12 月 14 日

品川区長
濱野 健 殿

国土交通大臣 齊藤 鉄夫
(公 印 省 略)

補助金の額の確定について (通知)
(東京国際空港 令和 3 年度教育施設等騒音防止対策事業)

令和 3 年 9 月 30 日付け品教庶発第 1 2 3 号で実績報告のあった品川区立台場小学校および台場幼稚園騒音防止対策事業の完了についてはこれを認定し、補助金の額を下記のとおり確定したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号) 第 15 条の規定により通知する。

記

1. 令和 3 年度

騒音防止対策事業費の確定額	84,971,420 円
算出基礎	
補助対象事業費	84,971,420 円
控除額	0 円
補助金額	84,971,420 円
同上から控除する額	0 円
補助金確定額	84,971,420 円

2. 差額金

国庫補助金受入額	0 円
同確定額	84,971,420 円
差額金	－円

国官参戦第 186 号

令和 5 年 3 月 14 日

品川区長

森澤 恭子 殿

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

(公 印 省 略)

補助金の額の確定について (通知)

(東京国際空港 令和 4 年度教育施設等騒音防止対策事業)

令和 5 年 1 月 19 日付け品教庶発第 169 号で実績報告のあった台場小学校および台場幼稚園騒音防止対策事業の完了についてはこれを認定し、補助金の額を下記のとおり確定したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 (昭和 30 年法律第 179 号) 第 15 条の規定により通知する。

記

1. 令和 4 年度

騒音防止対策事業費の確定額	150,059,117 円
算出基礎	
補助対象事業費	150,059,117 円
控除額	0 円
補助金額	150,059,117 円
同上から控除する額	0 円
補助金確定額	150,059,117 円

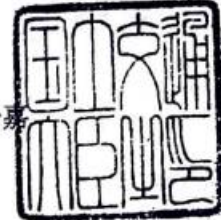
2. 差額金

国庫補助金受入額	0 円
同確定額	150,059,117 円
差額金	-1 円

国空業第112号
令和2年8月31日

品川区長
濱野 健 殿

国土交通大臣 赤羽 一嘉



補助金の額の確定について（通知）
（東京国際空港 令和元年度教育施設等騒音防止対策事業）

令和2年4月8日付け品教庶発第7号で実績報告のあった品川区立台場小学校・幼稚園騒音防止対策事業の完了についてはこれを認定し、補助金の額を下記のとおり確定したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定により通知する。

記

1. 令和元年度

騒音防止対策事業費の確定額	1,218,935 円
算出基礎	
補助対象事業費	1,218,935 円
控除額	0 円
補助金額	1,218,935 円
同上から控除する額	0 円
補助金確定額	1,218,935 円

2. 差額金

国庫補助金受入額	1,218,935 円
同確定額	1,218,935 円
差額金	0 円

なお、補助金受入額と確定補助金額との差額がある場合については、国土交通省航空局長の発行する納入告知書により納付されたい。

国空業第113号
令和2年8月31日

品川区長
濱野 健 殿

国土交通大臣 赤羽 一嘉



補助金の額の確定について (通知)
(東京国際空港 令和元年度教育施設等騒音防止対策事業)

令和2年4月8日付け品教庶発第8号で実績報告のあった品川区立鮫浜小学校騒音防止対策事業の完了についてはこれを認定し、補助金の額を下記のとおり確定したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定により通知する。

記

1. 令和元年度

騒音防止対策事業費の確定額	1,321,925 円
算出基礎	
補助対象事業費	1,321,925 円
控除額	0 円
補助金額	1,321,925 円
同上から控除する額	0 円
補助金確定額	1,321,925 円

2. 差額金

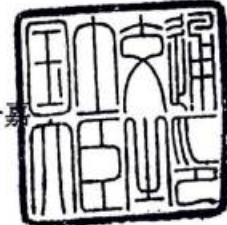
国庫補助金受入額	1,321,925 円
同確定額	1,321,925 円
差額金	0 円

なお、補助金受入額と確定補助金額との差額がある場合については、国土交通省航空局長の発行する納入告知書により納付されたい。

国空業第114号
令和2年8月31日

品川区長
濱野 健 殿

国土交通大臣 赤羽 一嘉



補助金の額の確定について（通知）
（東京国際空港 令和元年度教育施設等騒音防止対策事業）

令和2年4月8日付け品教庶発第6号で実績報告のあった品川区立立会小学校騒音防止対策事業の完了についてはこれを認定し、補助金の額を下記のとおり確定したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定により通知する。

記

1. 令和元年度

騒音防止対策事業費の確定額	6,412,999円
算出基礎	
補助対象事業費	6,412,999円
控除額	0円
補助金額	6,412,999円
同上から控除する額	0円
補助金確定額	6,412,999円

2. 差額金

国庫補助金受入額	6,412,999円
同確定額	6,412,999円
差額金	0円

なお、補助金受入額と確定補助金額との差額がある場合については、国土交通省航空局長の発行する納入告知書により納付されたい。